

- 事故後1年間における避難者グループの平均実効線量の推定範囲  
(単位はミリシーベルト)

UNSCEAR2020年/2021年報告書				
	20歳(成人)	1歳(幼児 <sup>※3</sup> )		
① 避難した福島県居住者：	0.046 - 5.5	0.15 - 7.8		
② 避難しなかった 福島県居住者：	0.079 - 3.8	0.12 - 5.3		
③ 近隣県 <sup>※1</sup> ：	0.10 - 0.92	0.15 - 1.3		
④ その他の都道府県：	0.004 - 0.36	0.005 - 0.51		

  

UNSCEAR2013年報告書			WHO報告書		
	20歳(成人)	1歳(乳児 <sup>※3</sup> )		20歳(成人)	1歳(幼児 <sup>※3</sup> )
① 予防的避難区域：	1.1 - 5.7	1.6 - 9.3	① 福島県：	1 - 50	1 - 50
② 計画的避難区域：	4.8 - 9.3	7.1 - 13	② 福島近隣県：	0.1 - 10	0.1 - 10
③ 避難区域外の福島県：	1.0 - 4.3	2.0 - 7.5	③ その他の：	0.1 - 1	0.1 - 1
④ 近隣県 <sup>※2</sup> ：	0.2 - 1.4	0.3 - 2.5	都道府県		
⑤ その他の都道府県：	0.1 - 0.3	0.2 - 0.5			

※1：宮城県、山形県、茨城県、栃木県。

これらの県の一部における放射性核種沈着密度の情報は、吸入および外部被ばく経路による線量を1平方キロメートルベースでの自治体平均レベルで推定するには十分であった。その結果として、グループ3を形成する線量は、UNSCEAR2013報告書にて考察された県とは異なる。

※2：岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県。

※3：「幼児」及び「乳児」は英語の原典では「infant」が用いられている。本表では、各報告書の原典（日本語版）の記載に従っている。WHO報告書は日本語版がないため、UNSCEAR2020年/2021年報告書の記載と合わせた。

国連科学委員会（UNSCEAR）や世界保健機関（WHO）の報告書における公衆の事故後1年間の実効線量の推定値は上の図の通りです。線量の範囲は、対象とするグループの中で、都道府県又は区域内の市町村又は避難シナリオごとの平均値の範囲を示します。

UNSCEAR2020年/2021年報告書における線量評価結果は、UNSCEAR2013年報告書と比較して小さな値または同程度の値となっています（上巻P194「UNSCEAR2020年/2021年報告書（3/8）公衆の被ばく線量評価にあたってのUNSCEAR2013年報告書からの更新」）。なお、UNSCEAR2020年/2021年報告書では、線量評価の不確かさも評価しています。

WHOの報告書やUNSCEAR2013年報告書では、線量評価の基礎となるデータの不確かさに起因する、被ばく線量評価結果の不確かさがあることが述べられていましたが、UNSCEAR2020年/2021年報告書ではより広範囲な知見が利用可能となったため、不確かさの少ない線量推定が可能となりました。

【報告書記載箇所】

- ・WHO 線量評価報告書（P40～45（3. Results）から作成）
- ・UNSCEAR2013年報告書（Annex A, 日本語版 P56～57, 第209～214項から作成）
- ・UNSCEAR2020年/2021年報告書（ANNEX B, 日本語版 P61～63, 第166～169項から作成）

本資料への収録日：2023年3月31日